

令和 6 年 11 月 1 日

守谷市議会議長 殿

報告者 山本 広行 印

## 議会運営委員会 視察・研修報告

標記の件について、次のとおり 実施 ・ 参加 したので報告します。

|                      |      |                                                                                                                        |
|----------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 視察・研修日               |      | 令和 6 年 10 月 22 日 ( 火 )                                                                                                 |
| 視察・研修場所              |      | 群馬県 藤岡市役所                                                                                                              |
| 視察・研修項目              |      | 藤岡市 政務活動費・議員報酬について                                                                                                     |
| 参加者                  | 守谷市側 | 高橋議会運営委員長、渡辺議会運営副委員長、寺田議長、長谷川副議長、梅木、高梨(隆)、堤、田中、海老原、山本、川村事務局長、高橋局長補佐                                                    |
|                      | 相手側  | 大久保副議長、福島局長、岡部主任、吉田さん                                                                                                  |
| 視察・研修目的              |      | 政務活動費の運用方法、議員報酬の見直しについて学び、守谷市議会においても参考とする                                                                              |
| 視察・研修内容              |      | 藤岡市 政務活動費・議員報酬について座学での研修                                                                                               |
| 視察・研修総括<br>(今後の取組み等) |      | 群馬県藤岡市の政務活動費の増額、議員報酬額の見直しについて学んだ。政務活動費・議員報酬ともに、社会情勢等の変化により、改定したと見受けられる。守谷市議会として取り入れるべきは、長期的な課題となるため、まずは早急な議論を開始すべきである。 |

## 視察・研修内容

群馬県の南部にある藤岡市。人口は約 60,585 人。市内面積は 180.29 km<sup>2</sup>。都内から関越自動車道で来県すると群馬県の玄関口である。

今回は、藤岡市の政務活動費、また議員報酬について見直し等を行った議会であるため、参考にさせて頂くため、議運での研修となった。

### ① 政務活動費の額の見直しについて

「藤岡市議会政務活動費の交付に関する条例」は平成 13 年 4 月の施行時より、1 人当たり月額 12,500 円の交付となっており、当時から改正は行われておらず、昨今の社会・経済情勢により、また多様化する市民ニーズにお応えするため、活発な議員活動を行う必要が生じた。

議員として見識を高め様々な研修会等に参加できるよう、妥当な額を研修参加額の平均値から割り出し、月額 7,500 円を増額し、1 人当たり月額 20,000 円となった。

諮問に至る経緯としては、平成 29 年に議会基本条例推進委員会にて協議する事項として追加。その後、度重なる協議を交え令和 5 年に議員提出議案として提出。

また政務活動費を充てる範囲としては、政務活動費使途基準運用指針に則り定義されている。

- ・ Q, 政務活動費を会派ではなく、個人に支給している意図は？
- ・ A, 会派は足並みを揃える必要があるが、個人差もある。しかし、会派でも個人でも使用するのであれば、個人でいいだろうと判断した。
- ・ Q, 月額 12,500 円から 20,000 円に増額した後の執行率は？
- ・ A, 個人のため 100%の使用者が多いが、全く使用しない議員もいる。

### ② 議員報酬額の見直しについて

平成 19 年に財政非常事態宣言がなされ、執行部は市長・副市長・教育長を 5%、職員を 3%の給与を削減することとなり、議員も報酬 5%削減する議員提出議案を可決。執行部は時限立法であったため、3 年後に元額に戻ったが、議員報酬は 5%削減されたままであった。しかし、削減した間に議員定数を 6 人削減しており、議員のなり手不足を解消するという意味においても、報酬額を元に戻すべきとの意見が多数上がった。

議会基本条例推進委員会において、何度か議論にあがり、令和元年に開催された委員会にて、藤岡市議員報酬等審議会に諮問する方針が決定し、各派代表者会議、全員協議会を経て諮問を行った。

その後、平成19年に削減した5%分を令和6年1月支給分から元額に戻した。

- ・ Q年額報酬5%を戻してからの市民からの反応は？
- ・ A特にないが、議員定数を削減していることがあるからではないかと思われる。

### ③ 所管事務調査について

所管事務調査を行う時期は、毎定例会の最終日に各常任委員長及び議会運営委員長より「閉会中継続調査申出書」を提出し、議会に諮り、閉会中に所管事務調査を行えるようにしている。

また6月定例会初日に各委員会で打ち合わせを行い、調査項目を確定している。調査終了後に報告書を作成し、委員長から議長へ提出することとなっている。

総括として、政務活動費に関しては、会派でなく個人への支給であり、使用用途も守谷市議会にはない分野・項目まで幅広く使用可能である。責任は各個人に委ねられている。また議員報酬に関しては、減額からの増額であり、実質の増額ではなく、市町村合併に伴い議員定数削減などの長期的視線に立つと減額していると見受けられる。

また短期間での改正は容易ではなく、長期的な検討が必要である。